

国の就学支援金と千葉県の授業料減免について

- ◆ 就学支援金と授業料減免は、どちらも『納めた授業料が後から還ってくる』という内容の制度(還付)です。
(※授業料=納付金の『授業料』の項目)
- ◆ 認定になるかどうか、補助額がいくらになるかは、保護者の市(町村)民税の所得割の金額によって決まります。
- ◆ 手続は学校が取りまとめておこない、支援金・減免それぞれで還付をします。

国の就学支援金

- 公立高校無償化とともに始まった国の制度です。
- 保護者の所得状況に応じて、9,900円を基本額とする補助を受けることができます。

千葉県の授業料減免

- 保護者の所得状況に応じて補助を受けられる、千葉県の制度です。
- 納入金の『授業料』の全額、または3分の2の額から就学支援金を引いた金額が補助されます。

就学支援金・授業料減免の審査

- どちらの制度も、保護者の『市(町村)民税所得割』の金額で審査をします。

市(町村)民税所得割とは？

- ▶ お住まいの市(町村)の住民税のひとつで、所得によって金額が決まるものです。
- ▶ 税額がいくらかどうかは、役所が発行する『課税証明書』で確認することができます。
☆ 会社勤務の方は、『給与所得等に係る市(町村)民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』でも確認可能です。

- 収入額では審査されませんのでご注意ください。

審査基準と補助の金額

| 審査基準 | 収入の目安 (参考) | 国の就学支援金 | | 千葉県授業料減免 | | 就学支援金 授業料減免 合計(月額) |
|----------------------------------|---------------|----------------------|---------|--------------------------|---------|--------------------------|
| | | 分類 | 補助額 | 分類 | 補助額 | |
| 生活保護を受けている | | 2.5倍 | 24,750円 | 1号 | 5,250円 | 30,000円 |
| 市(町村)民税所得割額 0円(非課税) | 250万円 未満 | 2.5倍 | 24,750円 | 2号 | 5,250円 | 30,000円 |
| 市(町村)民税所得割額 5万1,300円未満 | 350万円 未満 | 2倍 | 19,800円 | 2号 | 10,200円 | 30,000円 |
| 市(町村)民税所得割額 15万4,500円未満 | 590万円 未満 | 1.5倍 | 14,850円 | 3号 | 5,150円 | 20,000円 |
| 市(町村)民税所得割額 17万5,500円以下 | 640万円 以下 | 基本額 | 9,900円 | 3号 | 10,100円 | 20,000円 |
| 市(町村)民税所得割額 30万4,200円未満 | 910万円 未満 | 基本額 | 9,900円 | | なし | 9,900円 |
| 市(町村)民税所得割額 30万4,200円以上 | 910万円 以上 | | なし | | なし | 0円 |
| 『市(町村)民税所得割』は、役所発行の課税証明書等で確認します。 | | 年度内数回に分けて、授業料引落口座へ還付 | | 年度末に減免の1年分の額を、授業料引落口座へ還付 | | |

必要書類をご提出後、県や国との手続に非常に時間がかかることから、本校では、認定になる・ならないに関わらず授業料等毎月の引落額は変更せず、補助分の金額を後から還付する、という方法を取っております。